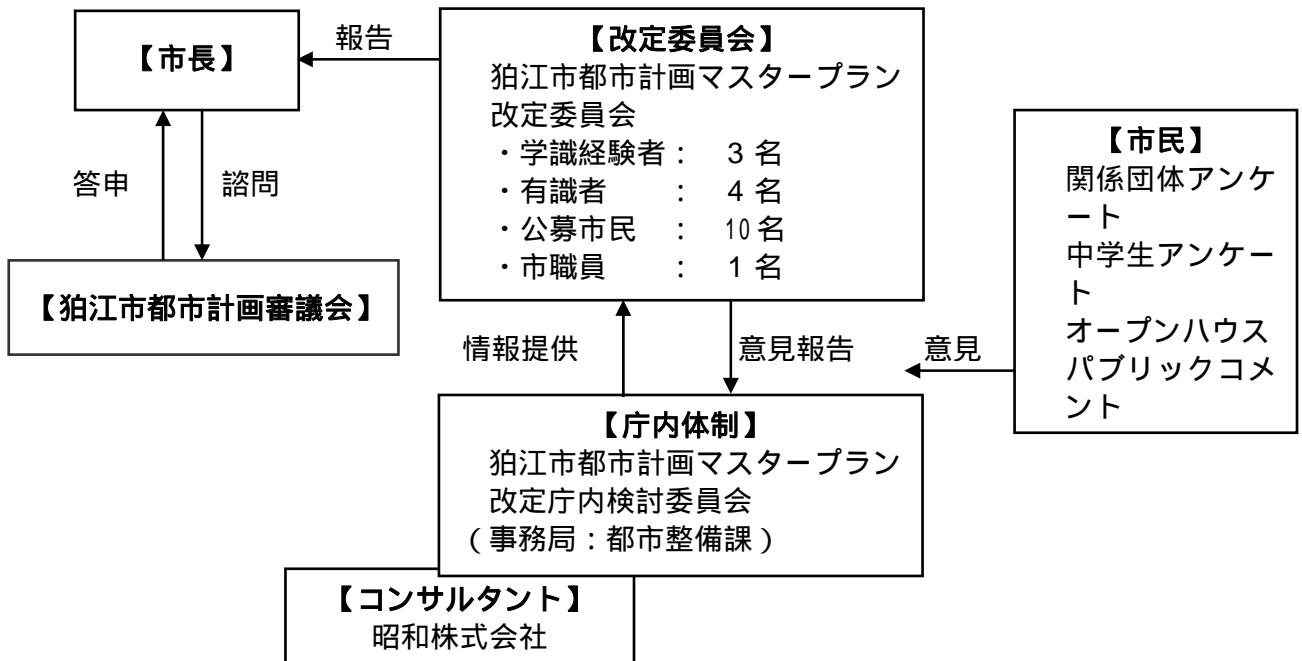


資料編

1 改定の体制

本計画は、学識経験者、有識者、公募市民、市職員で構成する狛江市都市計画マスタープラン改定委員会を中心に以下に示す体制で改定を行いました。



2 改定の経過

【平成 22 年】

月 日	内 容
10月4日	第1回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会 (改定体制、スケジュール)
10月18日	第1回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会 (改定体制、スケジュール)
12月8日	第2回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会 (スケジュール、現況・課題(その1))
12月16日	第2回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会 (スケジュール、現況・課題(その1))

【平成 23 年】

月 日	内 容
1月	・関連団体アンケートの実施(26団体から回答)
2月6日~9日	・オープンハウスの開催 (庁舎等を利用しての情報提供・意見聴取。来場者数:延べ73名 6日:西河原公民館、7日、8日:市役所2階ロビー、9日:中央公民館)
2月16日	第3回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会 (現況・課題(その2))
2月22日	第3回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会 (市民意向聴取の結果、現況・課題(その2))
3月22日	第4回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会 (全体構想の方向性)
4月18日	第4回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会 (全体構想の方向性)
6月10日	第5回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会 (全体構想の方向性)
6月13日~ 7月8日	・中学生アンケートの実施
6月20日	第5回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会 (全体構想の方向性)
8月16日	第6回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会 (全体構想の方向性、中学生アンケート)
8月29日	第6回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会 (まちづくりの方針)

10月2日	狛江市都市計画マスタープラン改定委員会（ワーキング）
10月19日	第7回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会（素案）
10月26日	第7回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会（素案）
11月23日	・市民説明会
12月1日 ～22日	・パブリックコメントの実施

【平成24年】

月日	内容
1月18日	第8回狛江市都市計画マスタープラン改定委員会 （パブリックコメント等、改定案）
1月23日	第8回狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会 （パブリックコメント等、改定案）
2月3日	狛江市都市計画マスタープラン改定委員会からの報告
2月27日	狛江市都市計画審議会

3 委員名簿

狛江市都市計画マスタープラン改定委員会委員

	氏名	区分	
委員長	大方 潤一郎	学識経験者	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
副委員長	寺内 義典		国土館大学理工学部建築学系准教授
委員	片桐 由希子		東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻特任助教
委員	白銀 武郎	有識者	狛江消防署警防課長（平成23年9月まで）
委員	五十嵐 潤一		狛江消防署警防課長（平成23年10月から）
委員	小楠 寿和		社会福祉協議会サービス事業課長
委員	比留間 力三		社団法人東京都建築士事務所協会南部支部
委員	小川 昭治		狛江市農業委員会会長
委員	山口 里子	市民委員	
委員	久光 芳彦		
委員	絹山 達也		
委員	永井 敦		
委員	山田 拓史		
委員	森川 雅章		
委員	都築 完		
委員	中山 聡文		
委員	白崎 治代		
委員	小川 昌士		
委員	松本 培夫	市職員	狛江市建設環境部長

狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会委員

	氏名	所属
委員長	紺矢 繁雄	建設環境部都市整備課
副委員長	波瀬 公一	建設環境部環境管理課
委員	矢野 裕之	企画財政部政策室
委員	富田 泰	企画財政部財政課（平成23年3月まで）
委員	白鳥 幹明	企画財政部財政課（平成23年4月から）
委員	平林 哲郎	総務部安心安全課
委員	浅見 秀雄	市民生活部地域活性課（平成23年3月まで）
委員	三宅 哲	市民生活部地域活性課（平成23年4月から）
委員	長村 卓也	福祉保健部福祉サービス支援室（平成23年9月まで）
委員	高橋 治	福祉保健部福祉サービス支援室（平成23年10月から）
委員	一瀬 隆文	建設環境部都市整備課

4 設置要綱

狛江市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

平成 22 年 6 月 18 日
要綱第 70 号

(設置)

第 1 条 狛江市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)の目標年次の中間時点を迎え、都市計画マスタープランの検証、評価を行い、都市計画マスタープランを改定することを目的とし、狛江市都市計画マスタープラン改定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するために、必要な事項について審議及び調整し、市長に報告するものとする。

(構成)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱又は任命する 18 人以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人
- (2) 識見を有する者 4 人
- (3) 公募による市民委員 10 人以内
- (4) 市職員 1 人

(運営)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、所掌事務について委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する市長への報告が終了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、資料の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設環境部都市整備課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会設置要綱

平成 22 年 6 月 14 日
要綱第 69 号

(設置及び目的)

第 1 条 狛江市都市計画マスタープラン(以下「都市計画マスタープラン」という。)の目標年次の中間時点を迎え、都市計画マスタープランの検証、評価を行うため、都市計画マスタープランを改定するにあたり、狛江市都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会(以下「庁内委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 庁内委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の部門別計画との調整に関すること。
- (2) 都市計画に関する現状及び将来考えられる課題に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープランの改定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 庁内委員会は、都市整備課長及び次に掲げる区分の係長(相当職を含む。)にある者をもって構成する。

- (1) 政策室
- (2) 財政課
- (3) 安心安全課
- (4) 地域活性課
- (5) 福祉サービス支援室
- (6) 環境管理課
- (7) 都市整備課

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長、副委員長を各 1 人置く。

- 2 委員長は、都市整備課長とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、庁内委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員会に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、第 2 条に規定する所掌事務の完了までとする。

(会議)

第 6 条 庁内委員会は、委員長が招集するものとする。

- 2 庁内委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 庁内委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、資料の説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設環境部都市整備課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、庁内委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

5 用語解説

【あ行】

あんしん歩行エリア

歩行者や自転車利用者の安全な通行を確保するため、市街地において死傷事故の発生割合が高く、緊急に歩行者・自転車利用者の安全対策が必要な地区として、警察庁と国土交通省が合同で指定する地区のことです。歩行者や自転車利用者がより安心して出掛けられる交通環境を目指して、地域の方々や都道府県、国及び警察が一体となって総合的な交通安全対策の基本方針などを取りまとめて、これに基づき交通安全対策事業を実施することとなっています。

延焼遮断（帯）

地震などで延焼拡大する市街地火災の延焼を阻止すること、また、そのための帯状の不燃空間のことであり、道路、河川、鉄道、公園などの都市施設とこれらと近接する不燃化された建築物などにより構築されるものです。

雨水浸透施設

浸透ます、浸水トレンチ、透水性舗装などの雨水抑制施設です。設置することで、地下水の涵養だけではなく、直接下水管に流れる雨水の減少により、都市型水害の軽減や合流式下水道改善につながります。

雨水貯留施設

貯留タンク、地下貯留槽などの雨水抑制施設です。設置することで、雨水の再利用だけではなく、直接下水管に流れる雨水の減少により、都市型水害の軽減や合流式下水道改善につながります。

LED

Light Emitting Diode の略で、発光ダイオードのことです。省エネルギー性能の高さから、信号機や電光板などで採用が進んでいるほか、一般家庭の照明器具にも普及してきています。

【か行】

街区公園

主として街区内に居住する人たちの利用に供することを目的とした身近な公園のことです。都市計画においては、誘致距離 250m、1 箇所あたりの面積 0.25ha を標準として配置することとなっています。

近隣公園

主として近隣に居住する人たちの利用に供することを目的としたやや規模の大きな公

園のことです。都市計画においては、誘致距離 500m、1 箇所あたりの面積 2ha を標準として配置することとなっています。

狭あい道路

建築基準法第 42 条第 2 項などで規定されているような、幅員が 4 m 未満の狭い道路です。

近隣商業地域

用途地域の一つで、主に商業などの業務の利便の増進を図る地域です。ほとんどの商業施設、事務所の建築が可能です。

公共交通不便地域

鉄道駅やバスの停留所から距離がある、公共交通の利用が不便な地域のことです。定義のしかたはさまざまですが、本計画では、鉄道駅から 800m（徒歩約 12 分）、かつバスの停留所から 350m（徒歩約 5 分）以上にある範囲と定義しています。

狛江市まちづくり条例

市民が安心して暮らせる住環境を維持し創造するため、土地利用や建築などに関する手続きを定め、市民、事業者および市の協働によるまちづくりを計画的に推進することを目的として、平成 15 年に制定した条例です。

市内で開発行為や建築などの事業を行う際の手続きや調整の仕組みなどを明確化するとともに、市民の発意による「地区のまちづくり」、「テーマ型まちづくり」を制度化しています。

狛江のまち-魅力百選

狛江市内にある魅力的な自然や風景、伝統・文化に根ざした地域の行事、独自性を生かした活動などを募り、百選として選定しているもので、平成 19 年から実施しています。

コミュニティ道路

住宅地内などにおける道路整備手法の一つで、歩行者の安全性や快適性を重視し、自動車の速度を抑制させる工夫がされた道路のことです。

交差点付近にハンプと呼ばれるふくらみを設置したり、車道部分を蛇行させて歩道の幅を変化させる、また、フォルト（植樹柵）などの障害物を置いて道路を屈曲させるなどのタイプがあります。

コミュニティバス

一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせて運行するバスのことです。小型のバスで、住宅地の内部まで入ったり、公共施設を結ぶなど、通常の路線バスではカバーしにくいきめ細かい需要に対応することができます。平成 20 年に「こまバス」の愛称で運行を開始しています。

【さ行】

災害時要援護者

高齢者、障がい者などで災害が発生した時に独自で安全に避難することが難しく、避難生活に何らかの支障が生じやすい人（一人暮らしの高齢者など）のことです。

再生可能エネルギー

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのことです。

有限でいずれ枯渇する化石燃料（石油・石炭など）などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給されることから、地球環境への負荷が少ないといわれます。

新エネルギー（地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）大規模水力、波力・海洋温度差熱などの種類があります。

住宅マスタープラン

総合的な住宅施策を推進するための基本となる計画であり、居住に関わる将来像と、それを実現するための施策の方向性などを示すものです。狛江市では、平成14年3月に策定しています。

準工業地域

用途地域の一つで、主に環境悪化をもたらす恐れのない工業の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗などの建築も可能ですが、危険性、環境悪化の恐れのある大規模な工場は建築することができません。

生産緑地

都市計画決定された市街化区域（市街化を促進すべき区域で、狛江市では多摩川の一部を除いて全域が市街化区域）内の農地などのことです。

前期基本計画

第3次基本構想を実現するため、狛江市のまちづくりや行財政運営を合理的かつ計画的に執行するための指針となるものです。狛江市では、平成22年3月に策定しています。

ゾーン30

歩行者の通行が最優先され、通過交通を可能な限り抑制するという基本的な考え方について、地域住民の同意が得られた区域にゾーン設定を行うものです。区域内では、最高速度30km/hの速度規制の実施を前提とし、その他の対策についても実現可能なものから順次実施していくこととなります。

【た行】

第一種低層住居専用地域

用途地域の一つで、低層住宅を中心とした良好な環境を保護するために定める地域です。

第一種中高層住居専用地域

用途地域の一つで、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域です。

第一種住居地域

用途地域の一つで、一定程度の複合的な土地利用を許容しつつ、住居の環境を保護するために定める地域です。

第3次基本構想

総合的かつ計画的な行政運営を進めるための基本的な指針であり、狛江市の最も上位の計画になります。各種計画の基本となるものであり、これに従って具体的な計画を策定することとなります。狛江市では、平成21年9月に策定しています。

地区計画

地区単位で「ミクロな都市計画」の将来像や基本方針を定め、「地区整備計画」と呼ばれる区域を絞り込んで、法的な規制を適用するものです。建物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどについての規定を定めることができます。

地区まちづくり計画

狛江市まちづくり条例に基づき、市民が主体となってまちづくりを推進しようとする一定のまとまりを持った地区において、地区内の土地利用などに関する計画及び基準などを定めるもので、市の計画として決定するものです。

都市機能

商業、業務、文化、教育、観光、電気や水道の供給と処理、交通手段の提供などの、都市の持つ機能のことです。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2に基づいて都市計画区域ごとに東京都が定めるものであり、個別・具体的な都市計画の決定根拠となります。

狛江市の場合には、「調布都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、平成16年4月に定められています。

都市計画公園

都市計画法に基づき都市計画決定された公園のことで、街区公園、近隣公園などがある。

ります。

都市計画道路

都市計画法に基づき都市計画決定された道路ことで、自動車専用道路、幹線街路などがあります。

特定緊急輸送道路

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認めた道路のことです。

大地震の発生時に救助救命活動の生命線であり、緊急支援物資の輸送、復旧及び復興の大動脈となることから、沿道の建築物の耐震化を推進しており、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に則り、耐震診断が義務付けられています。

特別緑地保全地区

都市緑地法第12条に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地を保全する地区として都市計画決定されたものです。建築物・工作物の新築や改築、樹木の伐採などを行う場合に許可を必要とします。

トラスト

緑地の保全などを目的として、土地を買い取ることをいいます。

【は行】

ハザードマップ

自然災害が発生した時の被害予測図のことです。

バリアフリー

障害のない状態のことで、特に、高齢者や障がい者などが生活する上で、段差や障害物などがなく、安全・快適に利用できる都市空間や施設の状態を意味します。

パークアンドライド

渋滞緩和や環境改善を図るため、最寄の鉄道駅やバスの停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうことをいいます。

ポケットパーク

都市環境を良好にするため、休憩施設などを設置した道路敷地内などのわずかなスペースのことです。

保存樹林・保存樹木

狛江市緑の保全に関する条例に基づき、緑地の保全などのために必要があると認めて指定する樹林、樹木のことです。

【ま行】

緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために、市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画のことであります。

木造住宅密集地域

「密集」、「木造」、「老朽」の3つの視点から、防災上の問題とともに住宅・住環境上の問題を抱える地域のことであります。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語などの違いに関わらず、すべての人が安全で快適に利用できるような環境などのデザインのことであります。

用途地域

都市計画法に基づき、土地の合理的利用を図り、市街地の環境整備、都市機能の向上を目的として、建築物に一定の制限を加える制度のことであります。

用途地域の種類は、全部で12種類あり、狛江市においては7種類が定められています。

【ら行】

ライフライン

電気・ガス・水道など、生活や事業を営むうえで重要な供給処理施設のことであります。

緑化地域

都市緑地法第34条に基づき、都市計画決定する地域で、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度のことであります。

緑被率

対象となる地域の面積に対して樹木や草地などの緑に覆われた範囲（緑被地）が占める割合のことであります。平面的な緑の量を把握するための指標となり、都市計画などに用いられます。

参考事例

歩行者・自転車ネットワーク改善にむけた旧水路の活用：岩戸地区

高度成長期に急激に発展した都心周辺部では、交通や緑地などのインフラの計画・整備の体制が整わないままに市街化が進展したことが、現在の生活環境における解決困難な課題となっています。狛江市南部の都市計画道路の未整備地区においては、歩道が狭く、生活道路が抜け道になり、交通量が多く、見通しの悪い道路で自転車がスピードを出すなど、自動車、自転車、歩行者それぞれにストレスがかかる状況となっています。一方、農村であった頃の道路網が継承されたことで、三叉路や現在では緑道となった水路の蛇行する道に、生産緑地や屋敷林が分布する街並みが、狛江市の景観的な特徴ともいえます。

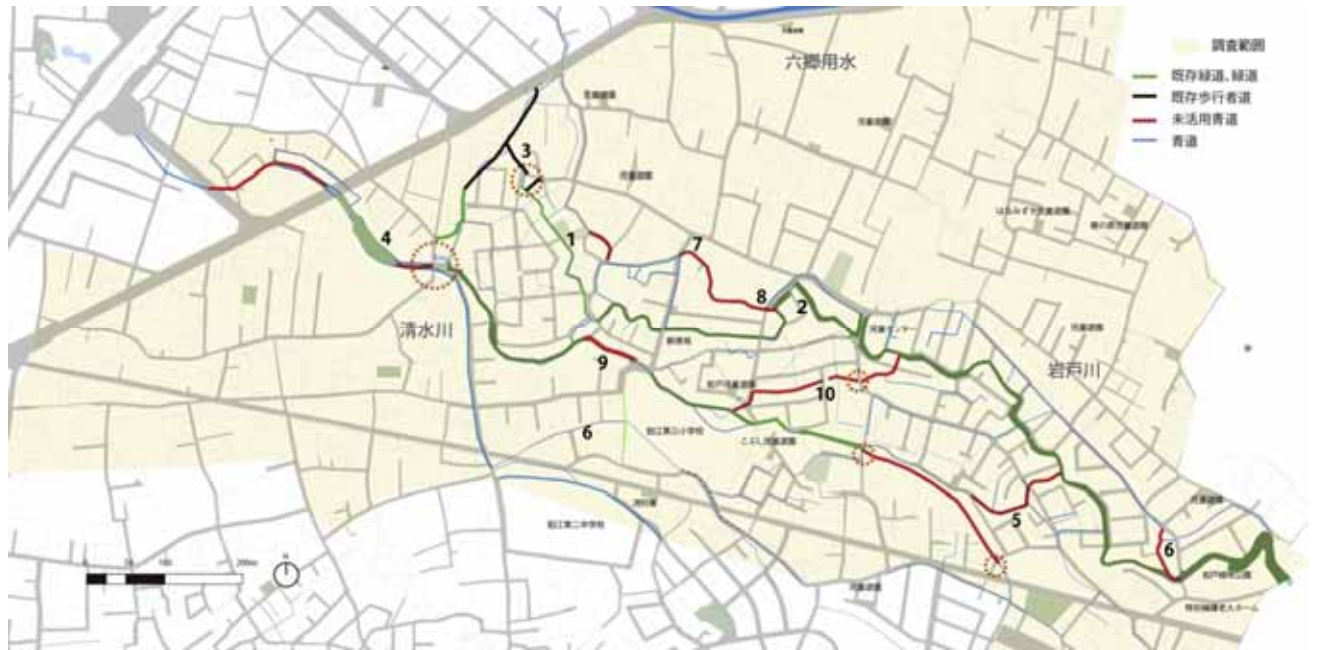


図 昭和 12 年の主な河川と水路

昭和 12 年の地図では、まちの中に旧野川、岩戸川、根川、清水川、多摩川から取水された六郷用水が流れていることが分かります。水田の中にはさらに細かな水路が張りめぐらされていました。

現在の岩戸地区において、このかつての水路跡を辿ると、地区の中心を通り、世田谷通りを越え、狛江駅まで連続する空間が未利用のまま残されていることが分かりました。このような水路跡を軸に新たな歩行者・自転車動線を整備することで、現在の狛江の空間構造を継承しながら、交通網を改善していくことができると考えられます。

歩行者ネットワークとしての活用可能性



点線の丸は生活幹線道路との交差点など、注意を要すると思われる箇所



刊行物番号 H23 - 62

狛江市都市計画マスタープラン

平成 24 年 3 月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市建設環境部都市整備課

狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

電話 03 - 3430 - 1111

頒布価格 800 円

